

當日平旦、家司奉仕寢殿以下御裝束、○中母屋中央間立廻御屏風爲御帳代、今度不立、略其中敷縫綱、
端疊二帖、東爲御枕、其上敷表筵、白唐綾、青地。

〔倭訓栞佐中編九〕さしむしろ。正月の御禮に、柳原家常御殿に於て、差筵の御禮といふ事ありとぞ。
〔安齋隨筆前編四〕差筵、差筵の名舊記に見えたり、近くは後水尾院年中行事、正月七日の條に、上略

日野烏丸柳原は外様なれど、常の御所御涼殿皆一所にて三名也にて御對面あり、誰にても申つぐ、
御禮申て後、さしむしろに候す、御ひさしの未申の角の疊一帖を撤して、さしむしろ一枚をし
く、このさしむしろ、正月朔日より敷て、正月中に有也云々、樋口秘記云、差筵とは、年頭に禁中へ攝關
衆の御禮は、さしむしろと云て、其禮申さる、疊を一帖うちかへす、其うへにて御禮也、是をサシ
ムシロと云、疊のウラトヂテとあり、地下の書院疊のウラの念の入たるウラのやうなるもの也、
このウラカヘスが規模也、攝關の外は常の疊のうへの事也、しかるに勸修寺と柳原とが舊例にて、
差筵の御禮なり、柳原別して規模とす、日野も其通り也と見えたり、貞丈按、古代は常の疊と
差むしろとは別にてありしなるべし、後代禁中の事、大體省略せらる、事あるによりて、常の疊
をうらがへして、差むしろに用ひらる、歟、其製の相似たるゆへなるべし。

〔庭訓往來〕深縁差筵

〔後水尾院年中行事上正月略〕七日、○中日野烏丸柳原は外様なれど、常の御所常御所、日御涼殿、皆
にて御對面あり、たれに、ても申つぎ御禮申て後、さし席御ひさしのひつじ申の角のたみ一帖
正月朔日より數に候ス、

〔中右記〕嘉承元年十一月七日、今日春日祭使出立、○中寢殿母屋三間并西南庇令敷指筵、又西放出

孫庇并南簷子敷中門廊三間、同敷指筵、

大治四年十一月一日乙巳、今日第五王子御百日也、西對代廊東庇四ヶ間指筵、高麗端、南一間紫端